

花き振興法に係る基本方針に関する 有識者検討委員会

1 目的

「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）第 3 条に基づき、農林水産大臣が定めることとされている。

現行基本方針は令和 2 年に策定されているが、近年花きをめぐる情勢が変化する中、令和 6 年 6 月に改正された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づく、食料・農業・農村基本計画の見直しに合わせ、基本方針も令和 6 年度末を目途に見直しを行うこととしており、花きに関する有識者に意見を聴取するもの。

2 基本方針について定める事項（法第 3 条第 2 項）

- （１）花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- （２）花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
- （３）花き産業の振興のための施策に関する事項
- （４）花きの文化の振興のための施策に関する事項
- （５）花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 運営

- （１）本検討会は公開とする。
- （２）配付資料は公開とし、議事概要は発言者がわからない形で農林水産省のホームページに掲載する。